

# ご存じですか？

## DV防止法(2001, 10, 13施行)

正式名称は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。

保護命令には、6ヶ月間の接近禁止命令と2週間の退去命令の2種類があり、違反者には1年以下の懲役か、100万円以下の罰金が科される。また、都道府県は配偶者暴力相談支援センターを設置、被害者のカウンセリング、一時保護、自立のための情報提供などを行う。

配偶者による暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)から被害者を守るDV防止法が施行されたのは、2001年10月。

加害者を被害者から一時的に引き離す「保護命令制度」が盛り込まれ、裁判所の保護命令決定違反者には罰則も科せられ、「家庭内の問題」と見過ごされがちだったDVについて被害者保護の充実が図られることになった。

### DV被害者を一時保護

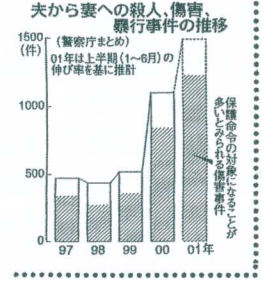
府 4月から支援センター開設

夫や恋人からの暴力相談にも応じる。DV対応一時的に保護してきた「ドメスティック・バイオレンス支援センター」が、今年四月にDV防止法の全面施行で、一時保護相談員を四人から八人に増やすほか、臨床心理士の開設が義務づけられる。この開設が義務づけられることから、専門的に保護する「配偶者暴力相談支援センター」をせられることも〇〇〇〇。京都市上京区の府婦人相談センターは五百五十件と、一室に加え、母子を保護する部署を新たに設けるほか、吉田母子寮で「今後は、保護を求めてきた女性が増える」とも、市、日などは相談所内で「四四方所の母子生活支援」を」ともしている。

警察庁によると、妻に暴力をふるった夫が殺人、傷害、暴行事件で検挙された例は99年516件、00年1096件と急増。01年は上半期だけで既に601件(前年同期比30%増)で、このままのペースで行けば年間で1500件近くに達する勢いだ。

### 男尊女卑が根底に

数字をみると夫の「粗野さ」が浮かぶが、横浜地裁のケースを担当した龍美雅子弁護士は「夫は誰に対してとも粗野なわけではない」と話す。調査に携わった松本恒之・東洋大教授は「依然として『男尊女卑』の発想が、暴力を支えている」と指摘する。



京都新聞 H14.1 毎日新聞 H13.11

## 2001年度 総会及び研修会

日時 平成13年4月27日(金) 午後1時30分~  
会場 京都府国際センター研修室

### 総会

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 議長選出
- 5 議事
  - ①2000年度事業報告
  - ②2000年度収支決算報告
  - ③2000年度会計監査報告
  - ④2001年度事業計画(案)審議
    - \*11月研修事業
    - \*10月12日、13日KYOのあけぼのフェスティバル
  - ⑤2001年度収支予算(案)審議
  - ⑥その他
- 6 閉会

### 講演

「私はこんなふう生きてきました」  
京都府女性総合センター館長 金谷 芙紗子氏  
「京都府男女共同参画計画  
新KYOのあけぼのプランについて」  
京都府女性政策課課長補佐兼推進係長 川村 しげる氏

## 編集後記

会員の皆様お変わりございませんか。

DV防止法情報の編集をしながら、7年余り前の海外研修で、欧米の多くの女性達がDVで悩んでいること、シェルターを求めているという現実を聞いたときのことを思い出しています。その当時は、私たちは日本女性としての規範意識が強く、DVの悩みもまだまだ口に出せないのではと思っていました。DV防止法施行と共に今まで家庭内の問題として見過ごされがちだった暴力が、社会問題視されるようになりますが、同時に私たちはますます男女共存意識を大切に、責任ある暮らしをしていかねばなりません。

皆様のますますのご健康をお祈りし、ご活躍をご期待申し上げますと共に、今後ともご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

発行責任者 海外研修KYOのあけぼの会  
役員一同